



第19期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーグループ本社
“GRAND HARBOR”
11階 講堂「LIGHTHOUSE」

- ご来場の際は、招集ご通知の末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産及び懇親会のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

セガサミーホールディングス株式会社

証券コード 6460

インターネット・郵送による議決権行使期限

2023年6月21日（水曜日）午後6時



<https://s.srdb.jp/6460/>

スマートフォン・パソコン等をご利用の方は、招集ご通知の主要コンテンツをこちらからもご覧いただけます。

株主の皆様へ

「感動体験」を創造し続け、
サステナブルな企業づくりを
目指してまいります。



株主の皆様には、平素よりセガサミーホールディングス株式会社並びにセガサミーグループ各社に格別のご支援ご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

本招集ご通知では、株主総会の議案と当社グループの企業活動について掲載しておりますので、ご覧くださいようお願い申しあげます。

今年度は当社グループの中期計画「Beyond the Status Quo ～現状を打破し、サステナブルな企業へ～」の最終年度となります。当連結会計年度は大幅な増収増益を達成し、ここまでの2カ年は順調に推移しております。新型コロナウイルス等の災禍の影響でエンタテインメントの存在価値を問われましたが、人々の価値観が変化する中でも、私たちが提供する製品・サービスに人々は共感し、「感動体験」をお届けできていると実感しております。

「感動体験」を創造するためには、お客様が期待する以上のエンタテインメントを提供しなければなりません。期待どおりの製品・サービスではなく、体験した

ことのない未来に感動は生まれます。だからこそ、私たちは過去に固執することなく挑戦を続け、エンタテインメントを追求することで「現状を打破し、サステナブルな企業へ」進化してまいります。

どの時代においてもエンタテインメントは社会に活力を与えてきました。エンタテインメントは平和な世の中でこそ存在する産業でありながら、平和そのものを社会にもたらし、元気を与えるパワーがあると信じています。引き続き、当社グループのミッション「感動体験を創造し続ける～社会をもっと元気に、カラフルに。～」を、グループ社員全員が明確に理解し、企業価値向上に向け邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も当社グループへより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

代表取締役社長グループCEO
里見 治紀

証券コード 6460
2023年6月1日
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里 見 治 紀

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.segasammy.co.jp/ja/ir/stock/general_meeting/	
【東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。	
【ネットで招集ウェブサイト】 https://s.srdb.jp/6460/	

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は郵送（書面）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR”11階 講堂「LIGHTHOUSE」 （招集ご通知の末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項： 1.第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項： 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以 上

-
- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◆株主様でない代理人及びご同伴の方等、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
 - ◆議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◆インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - ◆書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項を記載しております。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告：3. 当社の新株予約権等に関する事項、5. 会計監査人に関する事項、6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
 - ・連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◆決議の結果は、決議通知に代えて臨時報告書を当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - ◆株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトでお知らせしますのでご確認ください。
（当社ウェブサイト https://www.segasammy.co.jp/ja/ir/stock/general_meeting/）

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2023年6月21日(水曜日)

午後6時完了分まで

※お早目の行使をお願いいたします。



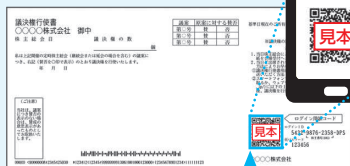
QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票(右側)



「ログイン用QRコード」はこちら

② 議決権行使方法を選ぶ

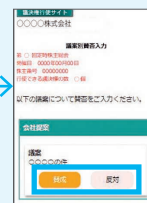
議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



議案の詳細はこちら!
「ネットで招集」に
リンクされています!

③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

議決権行使に関するよくあるご質問

Q インターネットと書面の両方で議決権を行使した場合、どちらが有効ですか？

A インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

Q インターネットにより複数回にわたり議決権を行使した場合、全て有効ですか？

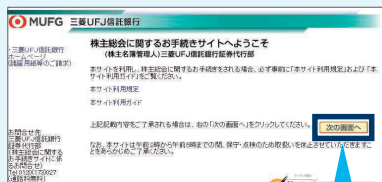
A 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

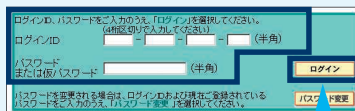
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



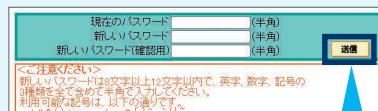
「次の画面へ」をクリック

2 同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご利用上の留意点

●議決権行使サイトのお取り扱い

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによって実施可能です(午前2時から午前5時を除く)。

●通信に関する条件

1. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
2. 議決権行使サイトをご利用いただく際に発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

●パスワードのお取り扱い

株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなります。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

株主総会の模様を、ご自宅等でもご覧いただけるよう株主様専用サイトにてライブ配信いたします。
また、株主様から株主総会目的事項に関する事前のご質問を株主様専用サイトより受け付けております。

1 Engagement Portalサイト

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

※Engagement Portalは三菱UFJ信託銀行(株)の運営する株主様専用サイトです。



2 ライブ配信日時

2023年6月22日（木曜日）午前10時から

株主総会当日の決議にはご参加いただけません。

議決権は、インターネット又は郵送（書面）により事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

3 事前質問受付期間

招集ご通知到着から2023年6月15日（木曜日）午後6時まで

株主の皆様のご関心が特に高いご質問について株主総会当日にご回答させていただく予定であります。

※事前にいただいたご質問への個別回答はいたしかねますのでご了承願います。

Engagement Portalへのログイン方法、ライブ配信視聴方法、事前質問方法、注意事項につきましては同封のリーフレットをご参照ください。

株主総会会場へご出席される株主様へのご案内

当日のライブ配信における会場撮影は株主様のプライバシー等に配慮し、会場後方から撮影いたしますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場企業において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症の拡大や自然災害等の大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断した時は、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、現行定款第14条の変更を行うものであります。

なお、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2022年6月14日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
（招集地） 第14条 当会社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内において招集する。 （新設）	（招集地） 第14条 当会社の株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内において招集する。<u>ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</u> 2. <u>当会社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から審議の結果、特段の意見はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別 年齢	取締役 在任期間	現在の当社における地位及び担当	上場企業の 兼職社数	取締役会 出席状況
1	さと み はじめ 里 見 治 再任	男性 満81歳	18年	代表取締役会長	0社	13/13回 (100%)
2	さと み はる き 里 見 治 紀 再任	男性 満44歳	11年	代表取締役社長グループCEO 広報室、サステナビリティ本部管掌	0社	13/13回 (100%)
3	ふか ざわ こう いち 深 澤 恒 一 再任	男性 満57歳	8年	取締役 専務執行役員グループCFO ゲーミング事業本部、経営企画本部、 財務経理本部、ITソリューション本部、 人材開発本部管掌	0社	13/13回 (100%)
4	すぎ の ゆき お 杉 野 行 雄 再任	男性 満52歳	1年	取締役 専務執行役員 グループライセンス本部管掌	0社	11/11回 (100%)
5	よし ざわ ひで お 吉 澤 秀 男 再任	男性 満58歳	4年	取締役 上席執行役員 総務本部、法務知的財産本部、 グループガバナンス本部管掌	0社	13/13回 (100%)
6	かつ かわ こう へい 再任 社外 独立 勝 川 恒 平	男性 満72歳	7年	取締役	0社	13/13回 (100%)
7	メラニー ブロック 再任 社外 独立 Melanie Brock	女性 満59歳	4年	取締役	1社	12/13回 (92%)
8	いし ぐろ ふ じ よ 再任 社外 独立 石 黒 不 二 代	女性 満65歳	2年	取締役	2社	13/13回 (100%)

(注) 各候補者の年齢及び取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

候補者
番号

1

さと み
里見

はじめ
治

生年月日：1942年1月16日生（満81歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

7,202,938株

取締役在任期間

18年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 3月 サミー工業(株)（現 サミー(株)）代表取締役社長
2004年 2月 (株)セガ代表取締役会長
2004年 6月 サミー(株)代表取締役会長CEO
2004年 6月 (株)セガ代表取締役会長兼CEO
2004年 10月 当社代表取締役会長兼社長
2007年 6月 (株)セガ代表取締役社長CEO兼COO
2008年 5月 同社代表取締役会長CEO
2012年 4月 サミー(株)取締役会長
2013年 5月 同社代表取締役会長CEO
2015年 6月 日本電動式遊技機工業協同組合相談役（現任）
2016年 6月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO兼COO
2017年 4月 当社代表取締役会長CEO
2017年 4月 サミー(株)代表取締役会長（現任）
2017年 4月 (株)セガホールディングス（現 (株)セガ）取締役名誉会長（現任）
2018年 4月 当社代表取締役会長グループCEO
2021年 4月 当社代表取締役会長（現任）
2022年 4月 フェニックスリゾート(株)最高顧問（現任）
2022年 6月 （一社）日本アミューズメント産業協会名誉顧問（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー(株)代表取締役会長、(株)セガ取締役名誉会長

取締役候補者とした理由

里見治氏は、当社及びグループ会社の経営者を歴任され、長年にわたりリーダーシップを発揮し、当グループの発展に貢献されてきました。

このような豊富な経験と実績、培われた見識等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している(有)エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係がありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

2

さと み
里見

はる き
治紀

生年月日：1979年1月11日生（満44歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

3,905,461株

取締役在任期間

11年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 3 月 サミー㈱入社
2005年 1 月 ㈱セガ入社
2012年 6 月 当社取締役
2012年 6 月 ㈱セガ取締役
2014年 4 月 サミー㈱取締役
2014年 11月 ㈱セガ代表取締役副社長
2015年 11月 サミー㈱代表取締役副社長
2016年 4 月 同社代表取締役社長COO
2016年 6 月 当社常務取締役
2017年 4 月 当社代表取締役社長COO
2017年 4 月 サミー㈱代表取締役社長CEO（現任）
2017年 4 月 ㈱セガゲームス（現 ㈱セガ）代表取締役会長CEO（現任）
2018年 4 月 当社代表取締役社長グループCOO
2018年 4 月 フェニックスリゾート㈱取締役会長（現任）
2021年 4 月 当社代表取締役社長グループCEO（現任）
2021年 4 月 ㈱サミーネットワークス取締役会長（現任）
2021年 4 月 日本電動式遊技機工業協同組合理事（現任）
2021年 4 月 （公社）経済同友会幹事（現任）
2022年 4 月 ㈱トムス・エンタテインメント取締役会長（現任）
2022年 9 月 ㈱サンロッカーズ取締役会長（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー㈱代表取締役社長CEO、㈱セガ代表取締役会長CEO

取締役候補者とした理由

里見治紀氏は、当社及びグループ会社の経営者を歴任され、企業業績の向上に貢献されてきました。現在は当社代表取締役社長に就任し、当グループの最高経営責任者として、リーダーシップを発揮されております。

このような経験と実績、リーダーシップ等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している㈲エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係がありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

3

ふか ざわ
深澤

こう いち
恒一

生年月日：1965年11月2日生（満57歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

63,500株

取締役在任期間

8年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 ㈱三和銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行） 入行
2003年 7月 サミー㈱入社
2003年 8月 同社執行役員 社長室長
2004年 10月 当社執行役員 社長室長
2004年 10月 ㈱セガ執行役員 会長・社長室長
2005年 6月 同社取締役 会長・社長室長
2007年 1月 セガサミーアセット・マネジメント㈱（現 マーザ・アニメーションプラネット㈱）
代表取締役社長
2007年 8月 当社上席執行役員 政策・渉外担当
2008年 5月 ㈱セガ取締役 新規事業本部長
2009年 4月 （公社）経済同友会幹事（現任）
2009年 6月 セガサミービジュアル・エンタテインメント㈱（現 マーザ・アニメーションプラネ
ット㈱）代表取締役社長
2014年 4月 ㈱セガトイズ代表取締役専務
2015年 6月 当社取締役
2016年 6月 当社常務取締役兼CFO
2018年 4月 当社常務取締役グループCFO
2020年 6月 当社取締役 専務執行役員グループCFO（現任）
2021年 4月 サミー㈱取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

サミー㈱取締役

取締役候補者とした理由

深澤恒一氏は、当社及びグループ会社の経営者として、経営企画部門、管理部門、新規事業部門等幅広い分野の責任者を歴任され、現在は当グループの最高財務責任者を務めるほか、ゲーミング事業を推進されております。

このような経験と実績等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 1. 深澤恒一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

4

すぎ の
杉野

ゆき お
行雄

生年月日：1970年6月25日生（満52歳）
性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

20,000株

取締役在任期間

1年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（11/11回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 (株)セガ・エンタープライゼス（現 (株)セガ）入社
2003年 6月 (株)セガ執行役員 開発戦略本部編成局長
2009年 6月 同社取締役 社長室長
2010年 7月 同社取締役 開発生産統括本部長
2012年 5月 同社常務取締役 コンシューマ・オンライン事業統括本部長
2012年 6月 Sega of America, Inc. Director & Chairman
2012年 6月 Sega Europe Ltd. Director & Chairman
2014年 4月 (株)アトラス代表取締役社長
2015年 4月 (株)セガホールディングス（現 (株)セガ）取締役
2015年 4月 (株)セガ・インタラクティブ（現 (株)セガ）代表取締役社長CEO
2017年 4月 (株)セガホールディングス（現 (株)セガ）専務取締役
2020年 4月 (株)セガ代表取締役社長COO（現任）
2020年 4月 (株)セガグループ（現 (株)セガ）代表取締役副社長COO
2020年 6月 当社常務執行役員
2020年 8月 (株)アトラス代表取締役会長（現任）
2021年 4月 (株)セガトイズ取締役（現任）
2022年 6月 当社取締役 専務執行役員（現任）
2023年 4月 (株)ダーツライブ取締役（現任）
2023年 4月 マーザ・アニメーションプラネット(株)取締役会長（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

(株)セガ代表取締役社長COO

取締役候補者とした理由

杉野行雄氏は、当社グループのエンタテインメントコンテンツ事業会社の経営者を歴任され、現在は(株)セガの代表取締役社長に就任し、セガグループのグローバルでの事業成長を牽引されております。

このような経験と実績等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 1. 杉野行雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

5

よし ざわ
吉澤

ひで お
秀男

生年月日：1964年 8月27日生（満58歳）

性別：男性

再任



所有する当社の株式の数

28,500株

取締役在任期間

4年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月 ㈱日本リース（現 三井住友ファイナンス&リース㈱）入社
1999年 6月 同社 財務企画部長
2001年 7月 サミー㈱入社
2002年 6月 同社執行役員 社長室副室長
2004年 6月 同社取締役 管理本部長
2004年 10月 同社取締役 コーポレート本部長兼社長室長
2007年 8月 当社上席執行役員
2012年 3月 フェニックスリゾート㈱取締役
2015年 4月 タイヨーエレクトリック㈱代表取締役社長
2016年 4月 ㈱セガホールディングス（現 ㈱セガ）取締役
2016年 6月 同社取締役 コーポレート本部長
2016年 6月 ㈱セガ エンタテインメント（現 ㈱GENDA GiGO Entertainment）取締役
2016年 6月 Sega Amusements Taiwan Ltd. 監事
2017年 4月 ㈱セガホールディングス（現 ㈱セガ）常務取締役 コーポレート本部長
2017年 6月 ㈱セガゲームス（現 ㈱セガ）監査役
2018年 10月 当社上席執行役員 法務本部長
2019年 6月 当社取締役
2020年 6月 当社取締役 上席執行役員（現任）
2020年 6月 ㈱セガ取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

㈱セガ取締役

取締役候補者とした理由

吉澤秀男氏は、当社及び当社グループの遊技機事業、エンタテインメントコンテンツ事業、リゾート事業の事業会社の経営者を歴任され、主要事業に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。

このような知識や経験等は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 1. 吉澤秀男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

6

かつ かわ
勝川

こう へい
恒平

生年月日：1951年1月8日生（満72歳）
性別：男性

再任
社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

7年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 ㈱住友銀行（現 ㈱三井住友銀行）入行
2001年 4月 同行執行役員 大阪第二法人営業本部長
2005年 4月 同行常務執行役員法人部門副責任役員（東日本担当）
2007年 6月 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ㈱（現 SMBCベンチャーキャピタル㈱）代表取締役副社長
2010年 7月 SMBCベンチャーキャピタル㈱代表取締役社長
2014年 4月 銀泉㈱代表取締役社長
2014年 12月 京都大学イノベーションキャピタル㈱社外取締役（現任）
2016年 6月 当社社外取締役（現任）
2016年 6月 エレコム㈱社外取締役
2021年 1月 銀泉㈱顧問（現任）
2022年 6月 DXアンテナ㈱社外取締役（現任）
2022年 6月 ハギワラソリューションズ㈱社外取締役（現任）
2022年 6月 ロジテックINAソリューションズ㈱社外取締役（現任）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：0社）

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

勝川恒平氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 勝川恒平氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 勝川恒平氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては20ページのとおりであります。
 3. 当社は、勝川恒平氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者 番号	7	メラニー ブロック	生年月日：1964年4月10日生（満59歳） 性別：女性	再任 社外 独立
-----------	---	--------------	---------------------------------	----------------



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

4年（本総会終結時）

取締役会出席状況

92%（12/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年11月 西オーストラリア大学人文学士課程修了
- 1990年11月 クイーンズランド大学文学修士課程（日本語会議通訳/翻訳専攻）修了
- 2003年3月 (株)AGENDA（現 (株)Melanie Brock Advisory）代表取締役（現任）
- 2010年3月 豪日交流基金理事会役員
- 2010年4月 豪日経済委員会理事会役員（現任）
- 2010年4月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）会頭
- 2010年10月 豪州食肉家畜生産者事業団（MLA）駐日代表
- 2012年12月 オーストラリアン・ビジネス・アジア（ABA）会長
- 2016年11月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）名誉会頭（現任）
- 2019年6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年7月 豪日研究センター（AJRC）理事会役員（現任）
- 2019年10月 豪州政府機関アドバンス・グローバルアンバサダー（現任）
- 2022年6月 三菱地所(株)社外取締役（現任）
- 2023年6月 川崎重工(株)社外取締役（予定）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：1社）

(株)Melanie Brock Advisory代表取締役、三菱地所(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

メラニー・ブロック氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と豊かな実績から、多様な思考と価値観に基づき、当社の企業統治システムの強化や経営の意思決定の品質を引き上げることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. メラニー・ブロック氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. メラニー・ブロック氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては20ページのとおりであります。
3. 当社は、メラニー・ブロック氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

8

いし ぐろ
石黒

ふ じ よ
不二代

生年月日：1958年2月1日生（満65歳）

性別：女性

再任

社外

独立



所有する当社の株式の数

0株

取締役在任期間

2年（本総会終結時）

取締役会出席状況

100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 1月 ブラザー工業(株)入社
- 1988年 1月 (株)スワロフスキー・ジャパン入社
- 1994年 9月 Alphametrics, Inc.社長
- 1999年 1月 Netyear Group, Inc.取締役
- 1999年 7月 ネットイヤーグループ(株)取締役
- 2000年 5月 同社代表取締役社長
- 2013年 6月 (株)損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン(株)）社外監査役
- 2014年 3月 (株)ホットリンク社外取締役
- 2014年 6月 マネックスグループ(株)社外取締役（現任）
- 2015年 6月 損害保険ジャパン日本興亜(株)（現 損害保険ジャパン(株)）社外取締役
- 2021年 5月 ウイングアーク1st(株)社外取締役
- 2021年 6月 ネットイヤーグループ(株)取締役（現任）
- 2021年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2022年 6月 (株)商工組合中央金庫社外取締役（現任）
- 2023年 6月 三井物産(株)社外取締役（予定）

重要な兼職の状況（上場企業の兼職社数：2社）

マネックスグループ(株)社外取締役、ネットイヤーグループ(株)取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石黒不二代氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、ネットイヤーグループ(株)の創業者としての企業経営及びIT/DX分野の豊富な知見、他の上場会社における社外取締役としての経験に基づき、当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 石黒不二代氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 石黒不二代氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては20ページののとおりであります。
 3. 当社は、石黒不二代氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。候補者全員は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考 取締役会メンバーの主たるスキル・マトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会メンバーの専門性及び経験は以下のとおりです。取締役候補者の選定においては、スキル・マトリックスに合致すること及び当該候補者の人格等を総合的に判断して決めることを基本方針としております。

氏名	属性	性別	専門性及び経験						
			企業経営	エンタメ事業創造	財務会計	リスクマネジメント コンプライアンス	ICT・DX	GLOBAL	サステナ ビリティ
里見 治		男性	●	●					
里見 治紀		男性	●	●				●	●
深澤 恒一		男性	●	●	●		●		
杉野 行雄		男性	●	●				●	
吉澤 秀男		男性	●		●	●			
勝川 恒平	社外 独立	男性	●		●	●			
メラニー・ブロック	社外 独立	女性	●					●	●
石黒 不二代	社外 独立	女性	●				●	●	●
阪上 行人	監査等委員	男性			●	●		●	
大久保 和孝	社外 独立 監査等委員	男性	●		●	●			●
木下 潮音	社外 独立 監査等委員	女性				●			●
村崎 直子	社外 独立 監査等委員	女性	●			●		●	●

※各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

専門性及び経験の詳細

上場企業として必要な経験・知見及び当社の長期ビジョン達成のために求められる経験・知見を選定しております。

企業経営	上場企業、又はそれに準ずる組織の経営者
エンタメ事業創造	当社グループの事業セグメントにおける、事業推進責任者の経験、又は新規事業の起ち上げ経験
財務会計	金融機関、監査法人等専門系の経験、又は大会社の財務部門担当役員経験
リスクマネジメント コンプライアンス	弁護士等専門系の経験、又は大会社の法務、コンプライアンス、監査担当役員経験
ICT・DX	IT会社、ベンダー、コンサル等専門系の経験、又は大会社のIT担当役員経験
GLOBAL	海外生活、海外事業会社の経験、又はそれに準ずる経験
サステナビリティ	当社の5つのマテリアリティ*の分野のうち、「環境」、「人（ダイバーシティ）」に知見を有し、今後当社グループがサステナビリティを推進していくうえで期待される方 *環境、依存症、人、製品/サービス、ガバナンス

ご参考

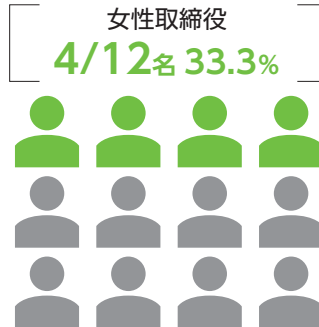
取締役会の構成

第2号議案が承認された場合の取締役会の構成は以下のとおりとなります。

■ 独立社外取締役の比率



■ 女性取締役の比率



■ 外国籍取締役の比率



ご参考

取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、スキル・マトリックスに合致すること及び当該候補者の人格等を総合的に判断し選定することを基本方針としております。独立社外取締役により構成される独立諮問委員会は、代表取締役社長から示された取締役候補者の案を検討し、当該候補者に対しヒアリング等を行い、その評価結果を代表取締役社長に対して意見として提出するものいたします。代表取締役社長はその検討結果を参考として、上記方針に従い取締役候補者を判断し、取締役会がこれを検討、承認するものとします。独立諮問委員会が取締役候補者を代表取締役社長に推薦した場合もまた同様いたします。なお、監査等委員である取締役及び補欠の監査等委員である取締役の選任に際しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ることとしております。

ご参考

独立役員の独立性判断基準

当社の独立社外役員に係る「独立性」の基準は、会社法及び東京証券取引所の規則を遵守することを前提とした規則を定めております。そして、取締役会は、当該独立性基準を充たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外役員候補者として選定いたします。独立性に関する規則の概要は、以下のとおりとしております。

- (a) 独立性の基準に関しては、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を基礎とし、「主要な」「多額の」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して定めた基準により判断しております。以下に概要を記載いたします。
 - ・当社において独立社外役員であるというためには、以下各号の何れにも該当してはならないものとします。
 - (1) 当グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当該取引先が直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を当グループから受けたことをいう。
 - (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当社が直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を受けたことをいう。
 - (3) 当社発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主又はその業務執行者。
 - (4) 当グループが発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者又はその業務執行者。
 - (5) 当該社外役員が、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当グループから直接受領する報酬（当社役員としての報酬を除く）の額が、過去3年間の平均において1,000万円以上である。
 - (6) 当該社外役員が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当グループからの寄附金等の額が、直近事業年度において1,000万円以上である。
 - (7) 前六号の何れかに、過去1年間に於いて該当していた者。
 - (8) 当該社外役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、第1号から前号までに定める条件の何れかに合致する者若しくは当グループの業務執行取締役、執行役員、支配人その他の重要な使用人である。本号において「重要な」とは、部長格以上の管理職をいう。
- (b) 当社は、独立役員届出書の属性情報に係る軽微基準を、直近事業年度1ヵ年、当事業年度の開始日から直近の独立役員届出書提出日までの各期間において、「取引」については「取引高1億円未満」、「寄付」については「1,000万円未満」と定めております。

以上

事業報告（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、コンシューマ分野におきまして、ゲームプラットフォームが拡大・多様化するとともに、ゲームコンテンツやサービスのデジタル化が進行しております。その結果として、パッケージ販売に加え、ダウンロード販売、F2P、サブスクリプションサービス等の登場・発展、及びグローバルでのコンテンツ・サービス提供機会の拡大による収益機会の多様化や、販売期間の長期化等、市場環境が大きく変化し続けております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界規模での消費行動変化の反動から、市場動向には落ち着きが見られたものの、依然としてグローバルでのゲーム市場の活性化や成長に対する期待が持続しています。アミューズメント機器市場につきましては、円安に起因した原材料の高騰の影響を受けながらも、プライズカテゴリーが好調に推移し、市場全体を牽引し、全体としては底堅く推移しました。

遊技機業界におきましては、パチンコ機については定番機種を中心に稼働する状況が続く一方で、パチスロ機については規制見直しを反映した6.5号機及びスマートパチスロの導入に伴い、稼働水準は上昇傾向にあります。部材調達面では引き続き注視が必要ですが、調達状況では改善傾向が見られました。

リゾート業界におきましては、国内においては、当連結会計年度において新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施による行動制限が行われなかったほか、観光需要喚起策としての全国旅行支援策も寄与し、旅行需要の回復幅は高い傾向が見られました。インバウンドについては、日本入国時における水際対策の緩和が進み、一部回復傾向が見られました。

事業報告

このような経営環境のもと、当連結会計年度における売上高は389,635百万円（前期比21.4%増）、営業利益は46,789百万円（前期比46.0%増）、経常利益は49,473百万円（前期比48.4%増）、また、米国子会社における繰延税金資産の計上、繰越欠損金による課税所得の減少や、英国子会社における研究開発に関する税額控除により法人税等が減少したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は45,938百万円（前期比24.1%増）となりました。

売上高

389,635百万円
(前期比 21.4% 増) ↑

営業利益

46,789百万円
(前期比 46.0% 増) ↑

経常利益

49,473百万円
(前期比 48.4% 増) ↑

親会社株主に
帰属する
当期純利益

45,938百万円
(前期比 24.1% 増) ↑

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

なお、文中の各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

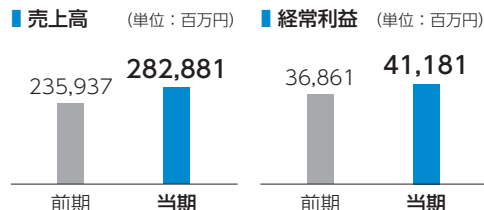
エンタテインメントコンテンツ事業

売上高

282,881百万円 前期比 **19.9%**増 

経常利益

41,181百万円 前期比 **11.7%**増 



コンシューマ分野におきましては、フルゲームにおいて、新作タイトルとして『ソニックフロンティア』、『ペルソナ5 ザ・ロイヤル』リマスター版、『龍が如く 維新！ 極』等を販売し、販売本数は1,009万本（前期は877万本の販売）と好調に推移しました。他方、リピートタイトルの販売は市場動向の落ち着きにより軟調に推移し、販売本数は1,779万本（前期は1,843万本の販売）となりました。その結果として、フルゲームの販売本数は全体で2,789万本（前期は2,720万本の販売）となりました。F 2 Pにおいては、『プロジェクトセカイ カラフルステージ！ feat. 初音ミク』、及び開発は株式会社セガ、パブリッシャーは株式会社バンダイナムコエンターテインメントが担う『ONE PIECE バウンティラッシュ』が牽引し、好調に推移いたしました。

アミューズメント機器分野におきましては、UFOキャッチャー®シリーズやプライズ等を中心に販売いたしました。

映像・玩具分野におきましては、映像において劇場版『名探偵コナン ハロウィンの花嫁』を公開したほか、映像制作や配信に伴う収入等を計上し、玩具において『カメラもIN！マウスでさせかえ！すみっこぐらしパソコン プレミアムプラス デコ』等の新製品や定番製品を販売いたしました。

以上の結果、売上高は282,881百万円（前期比19.9%増）、経常利益は41,181百万円（前期比11.7%増）となりました。

遊技機事業

売上高

94,253百万円

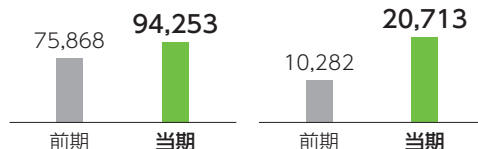
前期比 24.2%増 

経常利益

20,713百万円

前期比 101.4%増 

■ 売上高 (単位: 百万円) ■ 経常利益 (単位: 百万円)



パチスロ機におきましては、『パチスロ甲鉄城のカバネリ』や『パチスロ少女戦記』等の6.5号機が好調に推移し、94千台の販売（前期は77千台の販売）となりました。特に『パチスロ甲鉄城のカバネリ』については、2022年7月の発売後から高水準の稼働を維持しており、複数回にわたって追加販売を実施したことから、期初計画を大幅に上回る販売台数となりました。パチンコ機におきましては、主力シリーズ機『P真・北斗無双 第4章』等の販売を行い、103千台の販売（前期は97千台の販売）となりました。なお、2024年3月期発売タイトルについて、一部台数を2023年3月期中に先行納品しており、当該台数につきましては2023年3月期に計上しております。

以上の結果、売上高は94,253百万円（前期比24.2%増）、経常利益は20,713百万円（前期比101.4%増）となりました。

リゾート事業

売上高

11,540百万円

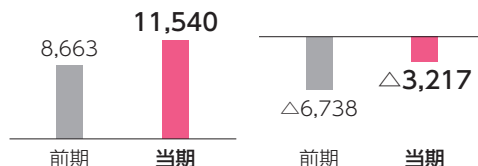
前期比 33.2%増 

経常利益

△3,217百万円

前期は経常損失
6,738百万円 

■ 売上高 (単位: 百万円) ■ 経常利益 (単位: 百万円)



リゾート事業におきましては、『フェニックス・シーガイア・リゾート』において、政府や独自の観光需要喚起策が寄与したことや、個人客を中心に各種施策やCRM強化に取り組んだことにより、当グループとなって以来、最高の売上高と初の黒字化を達成いたしました。

海外におきましては、PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.（当社持分法適用関連会社）が運営する『パラダイスシティ』において、2022年6月以降は渡航制限の緩和に伴いカジノ売上の回復が徐々に見られ、2022年10月以降の日本人VIP客のドロップ額（チップ購入額）については新型コロナウイルス感染症拡大前を超える水準での急速な回復が見られました。

※PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.は12月決算のため3ヶ月遅れで計上

以上の結果、売上高は11,540百万円（前期比33.2%増）、経常損失は3,217百万円（前期は経常損失6,738百万円）となりました。

② 対処すべき課題

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、コンシューマ分野におきまして、ゲーム配信プラットフォームの多様化、コンテンツ・サービスのデジタル化によってグローバルでのコンテンツ・サービス提供機会が多様化し、販売機会が長期化するなど市場環境が変化し続けております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界規模で生じた消費行動の変化に対する反動から、グローバルでのゲーム市場成長は短期的に落ち着きが見られるものの、中長期的な市場の活性化や成長については依然として期待が持続しております。このような環境のなか、コンシューマ分野を当グループの成長分野として位置づけ、グローバル規模での事業展開を推進すべく経営資源の集中を進め、優秀な人財の確保・育成による開発体制の充実や良質なコンテンツの開発、ＩＰの創出・活用によるライブラリの拡充、商品・サービスの長期展開に伴うユーザーエンゲージメント強化等の取り組みが重要な経営課題であると考えております。

遊技機業界では、規制環境や市場環境が大きく変化するなか、パチンコ機については定番機種を中心に堅調な稼働が続く一方で、パチスロ機については2022年6月より導入が開始された6.5号機、及び同年11月より導入が開始されたスマートパチスロの導入以降、稼働水準は上昇傾向にあります。このような環境のなか、規則等に適応し、市場ニーズに応えるゲーム性を備えた製品の開発に取り組むとともに、需要に応じた適切な部材調達を進めたうえで、製品の供給を行うことにより、長期目標として掲げている稼働・設置・販売それぞれのシェアについて維持及び拡大を図る必要があります。また、遊技機の部材共通化を進め、リユース等による原価改善や開発の効率化に取り組む等により、収益性を向上させていくことが経営課題であると考えております。

リゾート事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の緩和や、観光需要喚起策等の寄与により、旅行需要の回復傾向が進んでおります。このような環境のなか、引き続き個別集客施策の強化に取り組むほか、差別化された感動体験を伴う高付加価値サービスの提供による持続的な収益体質の構築が経営課題であると考えております。

なお、2022年3月期～2026年3月期までの5年間ににおいて、成長分野であるコンシューマ分野に1,000億円、ゲーミング領域に1,000億円、その他に500億円、合計2,500億円の成長投資を振り向けることとしております。既に一部の検討領域において成長投資を実行しておりますが、引き続き投資機会を見極め、事業成長を実現することにより、企業価値向上に努めてまいります。

当グループは、「感動体験を創造し続ける～社会をもっと元気に、カラフルに。～」というミッションを掲げ、持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指しております。2020年10月には、事業に紐づいた重要課題を外部のフレームワーク「SASBモデル」を用いて、以下の取り組むべき5つの重要課題（マテリアリティ）について特定しました。2022年5月にはサステナビリティビジョン「サステナビリティもカラフルに」を策定しました。引き続き当グループとして、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）が掲げる持続可能な社会の実現に対応することが経営課題であると考えております。

- ・人（感動体験を創る人が育つグループへ）
- ・製品/サービス（安心・安全かつ革新的な製品／サービスの提供）
- ・環境（気候変動への対応を戦略に）
- ・依存症（依存症や障害を防ぐ）
- ・ガバナンス（サステナビリティガバナンスを強化する）

③ 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は中長期の資金流動性の確保等、グループ全体のセーフティネット機能を目的に、取引金融機関との間で総額113,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度においては、運転資金に充当する目的により、当座貸越枠等既存借入枠より30,000百万円の資金調達を実施いたしました。既に返済しており、2023年3月末時点の残高はありません。

なお、当グループはグループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、当社、株式会社セガ、サミー株式会社等の計20社で運用しております。

(2) 設備投資

当グループは、当連結会計年度において、11,896百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳としましては、エンタテインメントコンテンツ事業における設備投資5,986百万円、遊技機事業における設備投資4,266百万円、リゾート事業における設備投資1,258百万円であります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

事業報告

④ 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第16期	第17期	第18期	第19期 (当期)
		自2019年4月1日 至2020年3月31日	自2020年4月1日 至2021年3月31日	自2021年4月1日 至2022年3月31日	自2022年4月1日 至2023年3月31日
売上高	(百万円)	366,594	277,748	320,949	389,635
経常利益	(百万円)	25,296	1,715	33,344	49,473
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	13,775	1,274	37,027	45,938
1株当たり 当期純利益	(円)	58.65	5.42	158.85	208.07
総資産	(百万円)	458,268	421,599	435,492	501,566
純資産	(百万円)	296,858	291,256	292,637	331,347

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

⑤ 企業集団の主要な事業セグメント

当グループはエンタテインメントコンテンツ事業、遊技機事業並びにリゾート事業により構成されており、主な事業内容は次のとおりであります。

事 業 区 分	主 な 事 業 内 容
エンタテインメント コンテンツ事業	フルゲームやF2Pなどのコンシューマゲーム、アミューズメント機器における開発・販売、アニメーション映画の企画・制作・販売及び玩具等の開発・製造・販売
遊技機事業	パチスロ遊技機及びパチンコ遊技機の開発・製造・販売
リゾート事業	統合型リゾート事業やその他施設事業におけるホテルやゴルフ場等の開発・運営

事業報告

⑥ 企業集団の主要拠点等

(1) 当社の事業所

本社（東京都品川区）

(2) 主要な子会社の事業所

- ・ 株式会社セガ

本社

（東京都品川区）

- ・ サミー株式会社

本社

（東京都品川区）

川越工場

（埼玉県川越市）

支店

（8支店）

(3) 従業員の状況

従業員数（前期末比増減）

8,219名（459名増）

（注）従業員数は就業人員であり出向者を含んでおります。ただし臨時従業員は含まれておりません。

事業報告

⑦ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社セガ	100百万円	100.0%	携帯電話、P C、スマートデバイス及び家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売及びアミューズメント機器の開発・販売
サミー株式会社	18,221百万円	100.0%	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社アトラス	10百万円	100.0% (注)	ゲームソフトウェアの開発
Sega of America, Inc.	110,000千USドル	100.0% (注)	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Europe Ltd.	10,000千Stgポンド	100.0% (注)	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Publishing Europe Ltd.	0千Stgポンド	100.0% (注)	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
株式会社セガ・ロジスティクスサービス	100百万円	100.0% (注)	保守サービス・運輸・倉庫業
株式会社ダーツライブ	10百万円	100.0% (注)	ゲーム機器及びゲームソフトウェアの企画・開発・販売
株式会社セガトイズ	100百万円	100.0% (注)	玩具の開発・製造・販売
株式会社トムス・エンタテインメント	100百万円	100.0% (注)	アニメーション映画の企画・制作・販売
マーザ・アニメーションプラネット株式会社	100百万円	100.0% (注)	コンピュータグラフィックスアニメーションの制作、アニメーション映画の企画・制作、ライセンス事業
株式会社ロデオ	100百万円	100.0% (注)	パチスロ遊技機の開発・製造・販売
タイヨーエレクトリック株式会社	100百万円	100.0% (注)	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社サミーネットワークス	100百万円	100.0% (注)	携帯電話、インターネット等を通じたゲーム・音楽関連コンテンツの企画・制作・販売

事業報告

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
セガサミークリエイション株式会社	10百万円	100.0%	カジノ機器の開発・製造・販売
フェニックスリゾート株式会社	93百万円	100.0%	ホテル、スパ、ゴルフ場、レストラン、国際会議場等のリゾート施設運営

(注) 出資比率には間接保有を含んでおります。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	帳簿価額の合計額
株式会社セガ	東京都品川区西品川 1 - 1 - 1	117,666百万円
サミー株式会社	東京都品川区西品川 1 - 1 - 1	152,095百万円

(注) 当社の総資産額は410,155百万円であります。

事業報告

⑧ 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	17,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,000百万円
株式会社みずほ銀行	5,000百万円
株式会社りそな銀行	4,200百万円
株式会社あおぞら銀行	4,000百万円
株式会社横浜銀行	3,640百万円
三井住友信託銀行株式会社	660百万円
合 計	42,000百万円

⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけております。株主還元につきましては、事業成長に向けた投資と資本効率向上の最適なバランスを考慮し、総還元性向50%以上を基本方針としております。配当に関しては、安定的な配当を実現するための指標としてD〇E（株主資本配当率）3%以上を配当方針に据え、過去の配当実績も考慮しながら具体的な配当額を決定いたします。また、自己株式の取得についても株主還元の手段として、業績動向並びに株式市場の動向等を勘案しつつ、機動的に判断してまいります。

2023年3月期の剰余金の配当につきましては、上記株主還元の基本方針に基づき、1株当たり59円（うち中間配当金20円）といたしました。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要事項

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

① 発行可能株式総数	800,000,000株
② 発行済株式の総数	241,229,476株
③ 株主数	60,659名
④ 上位10名の株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
合同会社HS Company	36,008,000	16.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	27,345,000	12.38
有限会社エフエスシー	13,682,840	6.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,173,200	5.96
里見 治	7,202,938	3.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,684,392	2.57
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	5,649,300	2.55
里見 治紀	3,905,461	1.76
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,888,091	1.30
BBH FOR UMB BK, NATL ASSOCIATION-GLOBAL ALPHA INTL SMALL CAP FUND LP	2,775,955	1.25

（注） 持株比率は、自己株式（20,476,041株）を控除して計算しております。

事業報告

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（譲渡制限付株式）	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	45,000 株	4 名

- （注） 1. 株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項 ②役員の報酬等」に記載しております。
2. 上記以外に当社の執行役員並びに一部の当社子会社の取締役及び執行役員49名に対して33,200株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

（1）自己株式消却

当社は、2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行いました。この消却により自己株式が25,000,000株減少いたしました。

（2）自己株式処分

当社は、2022年7月21日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行いました。この処分により自己株式が78,200株減少いたしました。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役（2023年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
里 見 治	代表取締役会長	株式会社セガ取締役名誉会長、 サミー株式会社代表取締役会長
里 見 治 紀	代表取締役社長グループCEO 広報室、サステナビリティ推進室管掌	株式会社セガ代表取締役会長CEO、 サミー株式会社代表取締役社長CEO
深 澤 恒 一	取締役 専務執行役員グループCFO IR事業本部、経営企画本部、財務経理 本部、ITソリューション本部、人財開 発本部管掌	サミー株式会社取締役
杉 野 行 雄	取締役 専務執行役員 グループライセンス本部管掌	株式会社セガ代表取締役社長COO
吉 澤 秀 男	取締役 上席執行役員 総務本部、法務知的財産本部、グルー プガバナンス本部管掌	株式会社セガ取締役
勝 川 恒 平	取締役	
メラニー・ブロック	取締役	株式会社Melanie Brock Advisory代表取締役、 三菱地所株式会社社外取締役
石 黒 不二代	取締役	ネットイヤーグループ株式会社取締役、 マネックスグループ株式会社社外取締役、 ウイングアーク1st株式会社社外取締役

事業報告

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
阪 上 行 人	取締役（常勤監査等委員）	株式会社セガ監査役、 サミー株式会社監査役
大久保 和 孝	取締役（監査等委員）	株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長、 株式会社SS Dnaform代表取締役社長、 サンフロンティア不動産株式会社社外取締役、 株式会社LIFULL社外取締役、 株式会社サーラコーポレーション社外取締役、 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）、 株式会社ブレインパッド社外取締役（監査等委員）
木 下 潮 音	取締役（監査等委員）	第一芙蓉法律事務所弁護士
村 崎 直 子	取締役（監査等委員）	株式会社ノブリジア代表取締役社長、 株式会社サンセイランディック社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち勝川恒平、メラニー・ブロック、石黒不二代、大久保和孝、木下潮音、村崎直子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、常勤の監査等委員を選定しております。常勤の監査等委員は、監査等委員会の議長を務めるとともに、グループ各社の監査役及び内部監査部門と連携し、重要書類の閲覧結果や取締役、執行役員及び従業員の業務執行の状況を監査等委員会に報告することで、監査等委員である社外取締役の中立的・客観的な視点からの監査を実現するための役割を担っております。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役の勝川恒平、メラニー・ブロック、石黒不二代、大久保和孝、木下潮音、村崎直子の6氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当社では、スピーディーな経営意思決定、業務執行の監督強化、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は12名で構成され、そのうち取締役を兼務する執行役員は、深澤恒一、杉野行雄、吉澤秀男の3名、取締役を兼務しない執行役員は、経営企画本部長兼人財開発本部長 高橋真、財務経理本部長 大脇洋一、ジェネラルカウンセル 中原徹、ITソリューション本部長 加藤貴治、広報室長 大塚博信、総務本部長兼グループガバナンス本部長 竹山浩二、サステナビリティ推進室長 一木裕佳、経営監査室長 川崎幸生、法務知的財産本部長 石田なつえの9名であります。
5. 2022年6月22日開催の定時株主総会において、常勤の監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役として石倉博氏が選任されております。

事業報告

② 役員の報酬等

(1) 役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
			基本報酬	賞与	業績連動型 譲渡制限付 株式	勤務継続型 譲渡制限付 株式
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9名 （ 4名 ）	1,454 （ 46 ）	640 （ 46 ）	641 （ ー ）	72 （ ー ）	100 （ ー ）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （ 3名 ）	50 （ 32 ）	50 （ 32 ）	ー （ ー ）	ー （ ー ）	ー （ ー ）
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 （ 2名 ）	10 （ 6 ）	10 （ 6 ）	ー （ ー ）	ー （ ー ）	ー （ ー ）

- (注) 1. 賞与、業績連動型譲渡制限付株式及び勤務継続型譲渡制限付株式の報酬額は、いずれも当事業年度に費用計上した額であります。
2. 当社は、2022年6月22日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員の内訳が相違しているのは、取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役1名）の監査等委員会設置会社移行前の期間に係る報酬を含んでいるためであります。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬制度については、当グループの企業価値向上及び持続的成長に向けたインセンティブとして機能させることを主眼に置き、かつ透明性・客観性の高い決定プロセスであることを基本方針としております。

取締役の報酬等の額の決定方針については、代表取締役社長より報酬体系や報酬の種類別の算定方法を独立諮問委員会に示し、独立諮問委員会はこれらの内容について審議・評価を行いその結果を代表取締役社長に意見として提出いたします。代表取締役社長はこれらの意見を参考として報酬額等の決定方針を取締役に諮り決定いたします。

取締役の報酬等の内容の決定に当たっては、独立諮問委員会が審議・評価を行っており、取締役会としてもその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬体系は、基本方針の観点から、「固定報酬」、「役員賞与」、及び「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。

このうち固定報酬は、基本報酬・役割報酬の要素毎に報酬額を定めた報酬テーブルを策定し、これらの各報酬の合計額を月額固定報酬として支給します。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬（基本報酬のみ）で構成しており、報酬額は取締役会において決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、当グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、職責に応じた固定報酬（基本報酬のみ）で構成しており、報酬額は監査等委員会での協議により決定します。

(3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬として「役員賞与」を支給することとしております。役員賞与は、固定報酬に対し、経常利益額の水準・事業計画達成度・対前年成長度の3つの要素から役員賞与月数を定めた賞与テーブルより算出された係数を乗じた役員賞与額を支給します。

※親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合は、役員賞与を支給しない。

役員賞与算定における評価指標は、本業に持分法による投資損益を含めた事業全体から当グループが経常的に得られる利益である「経常利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2022年3月期	2023年3月期		前年比	事業計画比
	実績	事業計画	実績		
売上高	3,209	3,750	3,896	+686	+146
経常利益	333	400	494	+161	+94

譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）は、2019年6月21日開催の定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入することが決議されております。

また、2021年6月24日開催の定時株主総会において、取締役と株主の皆様との長期的利益をより一層一致させること及び当社の中長期的な企業価値向上に向け、セガサミーグループ中期計画（2022年3月期～2024年3月期）（以下、「中期計画」という）と当社の取締役の報酬を連動させるべく、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の取締役等としての勤務期間及び当社の中期計画の業績目標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成する譲渡制限付株式報酬制度に改定しております。加えて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年6月22日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する本制度における報酬等は、従来の取締役の報酬等の別枠で譲渡制限付株式報酬として年額300百万円以内とし、対象の取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式

の総数は年300,000株以内とすることが決議されております。なお、「業績連動型譲渡制限付株式」の中期計画の業績目標の達成度に応じた譲渡制限の解除率は以下のとおりです。

ROE基準 2024年3月期末時点	解除率
10%以上	100%
8%以上 10%未満	50%
8%未満	0%

具体的な支給及び配分については、中期計画を達成した時点における単年度の固定報酬、単年度業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬の割合が概ね1：1：1となるよう、当社の取締役会において決定します。また、本中期計画における、勤務継続型譲渡制限付株式と業績連動型譲渡制限付株式の割合は概ね1：3となる予定です。

(4) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は以下のとおりです。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022年6月22日開催の定時株主総会において1,700百万円（うち、社外取締役分100百万円）と決議されております。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（うち社外取締役3名）であります。
- ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月22日開催の定時株主総会において100百万円と決議されております。なお、決議時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
- ・上記の取締役の報酬額とは別枠で、2019年6月21日開催の定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。また、2021年6月24日開催の定時株主総会において、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の取締役等としての勤務期間及び当社の中期計画の業績目標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成する譲渡制限付株式報酬制度に改定しております。加えて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年6月22日開催の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する本制度における報酬等は、年額300百万円以内とし、対象の取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年300,000株以内とすることが決議されております。なお、決議時点の対象となる取締役の員数は5名であります。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意又は重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。

④ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を当社及び当社の子会社が全額負担しております。
(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は過失に起因して生じた当該損害は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。

⑤ 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

「4.会社役員に関する事項 ①取締役（2023年3月31日現在）」に記載の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	勝 川 恒 平	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	メラニー・ブロック	当事業年度の取締役会に13回中12回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と豊かな実績から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	石 黒 不二代	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に企業経営及びIT/DX分野の豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	大久保 和 孝	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に公認会計士として監査業務を長年にわたり経験し、財務及び会計に関して高い専門性やガバナンスにおける豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に3回中3回、監査等委員会に11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

事業報告

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	木 下 潮 音	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に弁護士としての経験に加え、労働法における高い専門性やガバナンスにおける豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に3回中3回、監査等委員会に11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	村 崎 直 子	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主にグローバルでのリスクやガバナンスの分野における高い専門性やガバナンスにおける豊富な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、監査等委員就任後の監査等委員会に11回中11回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	内、子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	6 名	85百万円	一 百万円

5. 会計監査人に関する事項

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月20日開催の第2期定時株主総会で定款を変更し、会計監査人の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該規定に基づく会計監査人の有限責任 あずさ監査法人との責任限定契約は締結しておりません。

③ 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	137百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	238百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社であるSega Europe Ltd.等は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画及び前事業年度の報酬実績等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の「事業調査業務」の委託等であります。

④ 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決定し、その整備に努めております。

(1) 当該株式会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループミッションのもとグループCSR憲章及びグループ行動規範並びにグループ・マネジメントポリシー及びガイドライン（以下「グループ理念・規範」と総称する）を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝える。

さらに、当社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するために定めたグループ・マネジメントポリシー、及びグループ全体の管理運用標準を示すガイドラインに基づき、実効性のある内部統制システムの構築としての法令遵守の体制の確立に努める。

また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をするほか、監査等委員会直轄の内部監査部門が、各部門の業務監査、財務報告に係る内部統制の有効性等の評価を行うことで課題の早期発見と是正に努めることとする。

反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組み込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、管理部門を管掌する取締役を統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体にて記録し、取締役が閲覧可能な検索性の高い状態で適切に保存・管理する。

企業秘密その他情報等を適切に管理するため、情報管理及びＩＴセキュリティに関する方針、並びにＩＴセキュリティに関するガイドラインを制定し、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクに関して、グループ経営戦略委員会内にグループリスク・コンプライアンス分科会を設置し、当該分科会において経営上の重要リスクの特定、グループリスク・コンプライアンスに関する方針の策定に係る討議、及び各関係部門によるリスク分析に対しての評価及び提言等をグループガバナンス本部と連携して行うことでリスク管理体制を明確化するとともに、監査等委員会直轄の内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営上の意思決定機関、執行及び監督にかかる経営管理組織に報告する。

緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー、リスクマネジメントに関する方針及び危機管理規程を制定するとともに、当グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4) 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会における一層の審議の充実と監督機能の強化を目的として、重要な業務執行の決定の相当部分を業務執行取締役に委任できる監査等委員会設置会社を選択し、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

(5) 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令及び定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。これらの施策は、行動基準としてのグループ理念・規範を基礎とするものでなければならない。

使用人が、法令及び定款その他社内規則及び社会通念などに違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報できる体制、並びに、その責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査等委員会に報告する体制を確立する。

内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。透明性を維持した的確な対処の体制の一環として、業務上の報告経路のほか社外の弁護士等を受付窓口とする内部通報窓口を整備する。

(6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者（以下③、④において「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役、監査役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当該株式会社に報告、共有される体制を取る。

それとともに、当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。また、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。

その他、当社にグループリスク・コンプライアンス推進会議、グループ監査役連絡会等を設置し、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から監査等委員会直轄の内部監査部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

- ② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社が定めたグループ共通の重点項目や施策に関し、グループ会社各社に取り組ませるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。

- ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社においては、会社規模、性質、業態等を考慮し、取締役等の職務執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適切な意思決定を当グループの業務執行者により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づき、職務執行が行われる体制を取る。

- ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制を整備させる。

- (7) 当該監査等委員会設置会社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当該監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該監査等委員会設置会社の監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会に直属する組織として監査等委員会室を設け、監査等委員会室に所属する使用人は監査等委員会の指揮命令のもとに監査等委員会の職務を補助する。

監査等委員会の職務を補助する使用人は、原則として専属の使用人とし、監査等委員でない取締役の指揮・監督を受けない。ただし、やむを得ない場合は、執行側との兼務使用人をもって充てる。兼務使用人については、特に独立性に配慮する。なお、使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査等委員会の事前の同意を必要とする。

- (8) 次に掲げる体制その他の当該監査等委員会設置会社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当該監査等委員会設置会社の監査等委員でない取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査等委員会設置会社の監査等委員会に報告するための体制

当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令及び定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

- ② 当該監査等委員会設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査等委員会設置会社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査等委員会に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。

当社監査等委員会は、いわゆるグループ経営重視の観点から、グループ会社の監査等委員及び監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰の対象となる。

- (10) 当該監査等委員会設置会社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会又は常勤監査等委員からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査等委員の職務の執行について生じる費用の負担を行う。第11号規定の外部アドバイザーの活用費用等も、これに含まれる。

- (11) その他当該監査等委員会設置会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、各監査等委員との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査等委員の出席を確保する。

監査等委員会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査等委員会の業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

監査等委員会監査にあたっては、監査等委員会直轄の内部監査部門に対し指示命令により独立性及び実効性を確保する。なお、当該部門の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査等委員会の事前の同意を必要とする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の前記基本方針についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ① 当社及び当グループ役員に対し、新任役員、既存役員に分けて每期コンプライアンス研修を開催しております。
- ② コンプライアンス、リスク管理等内部統制上の重要課題と関連施策の共有の場として、グループリスク・コンプライアンス推進会議を設置しております。
- ③ コンプライアンス体制の強化のため、グループ研修を実施いたしました。また、グループ社員のコンプライアンス意識や知識の向上のため「コンプライアンス啓発活動」を継続実施しております。
- ④ 反社会的勢力排除の取組みとして、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムをグループ全体に導入し、その運用をサポートしております。
- ⑤ 法令違反等の不祥事の早期発見及び発生防止のため、内部通報制度を制定しております。通報窓口として企業倫理ホットラインを設置し、積極的に社員への周知活動を行っております。
- ⑥ 当社内部監査部門は、当社及び当グループ各社を対象とした内部監査を実施しております。

(2) サステナビリティ

- ① 当グループのサステナビリティビジョン、主要取り組み指標（KPI）の策定及び進捗状況のモニタリングを実施しております。
- ② 非財務情報に関する網羅的な情報は当社ウェブサイト「サステナビリティ」に掲載しております。

(3) リスク管理

- ① グループ経営戦略委員会内にグループリスク・コンプライアンス分科会を設置し、当該分科会において経営上の重要リスクの特定、グループリスク・コンプライアンスに関する方針の策定に係る討議、及び各関係部門によるリスク分析に対しての評価及び提言等をグループガバナンス本部と連携して行っております。
- ② 緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、グループ・マネジメントポリシー、リスクマネジメントに関する方針及び危機管理規程を制定するとともに、当グループに重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及びグループ会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切に対応可能な体制を維持しております。

(4) 監査等委員会監査の実効性

- ① 内部統制上の監査等委員会への情報提供の強化を補完するものとして、常勤監査等委員及び会計監査人等にて構成される「ホールディングス監査連絡会」、常勤監査等委員、当グループ常勤監査役及び内部監査部門にて監査の進捗状況及び情報交換等を行う「監査役・経営監査室連絡会」、常勤監査等委員及び当グループ常勤監査役全員で構成する「グループ監査役連絡会」を開催しております。
- ② 当社では、専属の補助使用人を置いて、監査等委員会の職務を補助させております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第19期 (2023年3月31日現在)	科 目	第19期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	353,862	流動負債	120,332
現金及び預金	179,509	支払手形及び買掛金	30,556
受取手形、売掛金及び契約資産	53,370	短期借入金	17,000
商品及び製品	18,503	未払費用	19,865
仕掛品	50,689	未払法人税等	4,776
原材料及び貯蔵品	20,269	契約負債	25,852
未収還付法人税等	15,620	賞与引当金	9,689
その他	16,205	役員賞与引当金	1,187
貸倒引当金	△304	ポイント引当金	187
固定資産	147,703	その他	11,216
有形固定資産	60,482	固定負債	49,886
建物及び構築物	27,966	社債	10,000
機械装置及び運搬具	1,314	長期借入金	25,000
アミューズメント施設機器	599	リース債務	5,352
土地	18,581	退職給付に係る負債	3,877
建設仮勘定	534	繰延税金負債	754
その他	11,485	資産除去債務	2,607
無形固定資産	13,247	解体費用引当金	420
のれん	2,592	その他	1,874
その他	10,654	負債合計	170,218
投資その他の資産	73,973	(純資産の部)	
投資有価証券	39,538	株主資本	326,755
長期貸付金	247	資本金	29,953
敷金及び保証金	6,924	資本剰余金	72,213
退職給付に係る資産	5,362	利益剰余金	261,840
繰延税金資産	16,499	自己株式	△37,251
その他	5,785	その他の包括利益累計額	4,099
貸倒引当金	△383	その他有価証券評価差額金	2,626
		繰延ヘッジ損益	382
		土地再評価差額金	△1,109
		為替換算調整勘定	3,730
		退職給付に係る調整累計額	△1,531
		新株予約権	468
		非支配株主持分	24
資産合計	501,566	純資産合計	331,347
		負債純資産合計	501,566

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第19期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	
売上高		389,635
売上原価		231,568
売上総利益		158,067
販売費及び一般管理費		111,278
営業利益		46,789
営業外収益		
受取利息	433	
受取配当金	516	
投資事業組合運用益	1,929	
為替差益	1,354	
その他	734	4,968
営業外費用		
支払利息	321	
持分法による投資損失	520	
支払手数料	146	
投資事業組合運用損	563	
固定資産除却損	285	
その他	446	2,284
経常利益		49,473
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産売却損	0	
減損損失	446	
投資有価証券評価損	81	
事業再編損	1,783	
その他	96	2,408
税金等調整前当期純利益		47,069
法人税、住民税及び事業税	4,137	
法人税等調整額	△3,000	1,136
当期純利益		45,932
非支配株主に帰属する当期純損失		6
親会社株主に帰属する当期純利益		45,938

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	29,953	117,689	224,684	△77,886	294,440
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△8,873		△8,873
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			45,938		45,938
連結子会社の決算期 変 更 に 伴 う 増 減			90		90
自 己 株 式 の 取 得				△4,987	△4,987
自 己 株 式 の 処 分		31		142	174
自 己 株 式 の 消 却		△45,480		45,480	－
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△27			△27
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	△45,475	37,155	40,635	32,315
当 期 末 残 高	29,953	72,213	261,840	△37,251	326,755

連結計算書類

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計
当 期 首 残 高	2,270	△33	△1,109	41	△3,199	△2,028
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						
連結子会社の決算期 変 更 に 伴 う 増 減						
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
自 己 株 式 の 消 却						
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	356	415		3,688	1,667	6,128
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	356	415	－	3,688	1,667	6,128
当 期 末 残 高	2,626	382	△1,109	3,730	△1,531	4,099

連結計算書類

(単位：百万円)

	新 予 約	株 権	非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高		176	49	292,637
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△8,873
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				45,938
連結子会社の決算期 変 更 に 伴 う 増 減				90
自 己 株 式 の 取 得				△4,987
自 己 株 式 の 処 分				174
自 己 株 式 の 消 却				－
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動				△27
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）		292	△25	6,395
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計		292	△25	38,710
当 期 末 残 高		468	24	331,347

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 61社

主な連結子会社：

株式会社セガ、サミー株式会社、株式会社アトラス、Sega of America,Inc.、Sega Europe Ltd.、Sega Publishing Europe Ltd.、株式会社セガ・ロジスティクスサービス、株式会社ダーツライブ、株式会社セガトイズ、株式会社トムス・エンタテインメント、マーザ・アニメーションプラネット株式会社、株式会社ロデオ、タイヨーエレック株式会社、株式会社サミーネットワークス、セガサミークリエイション株式会社、フェニックスリゾート株式会社

その他 45社

非連結子会社の数 11社

主な非連結子会社：

SEGA (SHANGHAI) SOFTWARE CO.,LTD.他

非連結子会社につきましては総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 ー社

持分法を適用した関連会社の数 8社

主な持分法適用関連会社：

PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.他

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 13社

主な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社：

株式会社キャラウェブ他

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社につきましては、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額のそれぞれの合計額が、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、当連結会計年度において、連結子会社のうち決算日が12月31日でありましたSega Taiwan Ltd.は、連結計算書類のより適正な開示を図るため、決算日を3月31日に変更しております。決算期変更に伴う2022年1月1日から2022年3月31日までの3ヶ月間の損益は、利益剰余金の増減として調整しております。

連結子会社の名称

決算日

Sega Black Sea Ltd.

12月末日

連結計算書類

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

市場価格のない株式等：

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ：

時価法を採用しております。

棚卸資産：

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、仕掛品は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産、使用権資産を除く）：

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2 ～ 50 年
機械装置及び運搬具	2 ～ 12 年
アミューズメント施設機器	2 ～ 5 年

無形固定資産（リース資産を除く）：

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産：

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

使用権資産：

リース期間又は当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数として、残存価額を零として算定する方法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

連結計算書類

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：

期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準によっております。

一般債権

貸倒実績率法によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

賞与引当金：

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金：

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

ポイント引当金：

顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

解体費用引当金：

老朽化した遊休建物解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる解体費用を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額を費用処理又は発生時に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から定額法により費用処理又は翌連結会計年度で一括費用処理することとしております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社において振当処理が認められる通貨スワップ及び為替予約については振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象：借入金の金利、外貨建金銭債権債務

ヘッジ方針

為替及び金利等の相場変動に伴うリスクの軽減等を目的としてデリバティブ取引を行う方針であります。なお、原則として実需に基づくものを対象に行っており投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動等の累計とヘッジ手段の相場変動等の累計とを比率分析する方法により有効性の評価を行っております。ただし、通貨スワップについては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺することができるため、また、金利スワップのうち特例処理を採用しているものについてはヘッジの有効性評価は省略しております。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

重要な収益の計上基準は、次のとおりであります。なお、それぞれの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(a) デジタルコンテンツ

エンタテインメントコンテンツ事業におけるゲームの配信権を供与することによる収益は、主にプラットフォーム事業者がゲームコンテンツを提供し、販売権を供与するものであり、ゲームコンテンツを提供する履行義務を負っております。当グループは、プラットフォーム事業者がゲームコンテンツを提供することで履行義務が充足されるものと判断し、プラットフォーム事業者の売上高に基づく使用料を収受する契約である場合はプラットフォーム事業者の売上高の計上時点で、その他の場合はゲームコンテンツの提供時点で、それぞれ収益を認識しております。

エンタテインメントコンテンツ事業におけるゲームのダウンロード販売による収益は、顧客にゲームコンテンツを提供する履行義務を負っております。当グループは、顧客にゲームコンテンツを提供することで履行義務が充足されるものと判断し、ゲームコンテンツの提供時点で収益を認識しております。

エンタテインメントコンテンツ事業及び遊技機事業におけるF2Pのアイテム販売による収益は、顧客にアイテム毎に定められた内容の役務を提供する履行義務を負っております。当グループは、アイテムの性質に応じて顧客のアイテムの使用時点又は類似アイテムの過去実績から算出した見積使用期間にわたり履行義務を充足すると判断し、収益を認識しております。

エンタテインメントコンテンツ事業におけるアミューズメント機器のコンテンツの年間更新サービスにおいては、契約期間中の継続的なコンテンツのアップデートを提供する履行義務を負っております。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

(b) 製商品販売

エンタテインメントコンテンツ事業及び遊技機事業における製商品販売による収益は、主に製造又は卸売に基づく販売によるものであり、顧客との販売契約等に基づいて製品又は商品を引き渡す義務を負っております。当グループは製品又は商品を引き渡し、顧客が当該製品又は商品に対する支配を獲得した時点で履行義務が充足されるものと判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、一部商品の消化仕入れ販売に係る収益について、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、当グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(c) リゾート施設

リゾート事業におけるリゾート施設の収益は、ホテルやゴルフ場等の運営によるものであり、施設において顧客に宿泊、飲食、ゴルフ場におけるプレー場所の提供等の履行義務を負っております。当グループは、顧客に対する各種サービスの提供完了により履行義務が充足されるものと判断し、サービスの提供完了時点で収益を認識しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑨ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(5) 追加情報

(法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理)

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27ー2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(2) リース(米国会計基準Topic842)の適用

米国会計基準を適用している子会社は、当連結会計年度の期首より、米国会計基準Topic842「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。米国会計基準Topic842の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

(1) エンタテインメントコンテンツ事業の棚卸資産等の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
仕掛品 47,043百万円
無形固定資産「その他」 6,410百万円
- ② 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算定方法
エンタテインメントコンテンツ事業のゲームコンテンツ等の制作により計上された仕掛品及びソフトウェアは、取得原価で計上し、その販売見込数量やサービス予定期間にしたがって定期的に費用化を実施しておりますが、将来の回収可能価額が、仕掛品及びソフトウェアの帳簿価額を下回る場合は、当該差額を売上原価に計上しております。
- ③ 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算出に用いた主要な仮定
将来の回収可能価額は、翌連結会計年度以降の販売見通しを基に見積っております。
- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
同業他社の新製品等の販売時期等のほか、ヒットビジネスであることによる販売の多寡等により、見積りと実績が乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。

(2) 遊技機事業の原材料の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
原材料 16,136百万円
- ② 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算定方法
原材料は取得原価で計上しておりますが、将来の原材料の使用見込が在庫を下回った場合、余剰分を売上原価に計上しております。
- ③ 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算出に用いた主要な仮定
原材料の使用見込は、翌連結会計年度以降の遊技機の販売見込台数を基に見積っております。
- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
同業他社の新製品等の販売時期等のほか、ヒットビジネスであることによる販売の多寡等により、見積りと実績が乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。

連結計算書類

(3) PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.に係る関係会社株式の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
関係会社株式 17,867百万円
- ② 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算定方法
PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd. (以下「PSS」という。)は、当社の持分法適用関連会社であり、PSSに対する投資は、持分法により会計処理を行っております。

PSSは国際財務報告基準を適用し、資金生成単位に減損の兆候があるときには減損テストを実施しております。また、のれんを含む資金生成単位につきましては、減損の兆候があるときに加え年次で減損テストを実施しております。減損テストの結果、これらの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合は、PSSの財務諸表上で帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を認識するとともに、持分法の処理を通じて当社の関係会社株式の金額に影響を与えます。

なお、PSSは、のれん7,771百万円を含む固定資産125,811百万円を計上しております。

- ③ 当連結会計年度の連結計算書類計上額の算出に用いた主要な仮定
PSSはのれんを含む資金生成単位及び減損の兆候がある資金生成単位について減損テストを実施しており、回収可能価額は使用価値又は処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

使用価値の測定に用いる主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画等及び成長率並びに割引率であります。事業計画等は、渡航制限の緩和による市場の回復を前提としたカジノ利用者数及びドロップ額（テーブルにおけるチップ購入額）により策定されております。事業計画等の対象期間後の成長率は、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。また、割引率につきましては加重平均資本コストを基礎として外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等を反映するよう算定しております。

処分コスト控除後の公正価値につきましては、主に対象資産の再調達価額及びその減価要素を考慮した外部専門家の不動産鑑定評価（償却後取替原価法）を利用しております。

- ④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、利用者数の動向等が見積りと乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。

連結計算書類

Ⅳ 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 101,345百万円 |
| (2) 担保に供している資産 | |
| 関係会社株式 (注) | 17,867百万円 |
| (注) 持分法適用関連会社であるPARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.の当連結会計年度における金融機関借入金73,007百万円(725,000百万ウォン)に対して、同社株式を担保に供しております。 | |
| (3) 土地の再評価 | |
| 連結子会社である株式会社セガは、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |
| 再評価の方法 | |
| 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号に定める固定資産評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △425百万円 |
| (4) 当座貸越契約の未実行残高 | 181,654百万円 |
| 貸出コミットメント契約の未実行残高 | 113,000百万円 |

連結計算書類

V 連結損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価 9,871百万円

(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 51,410百万円

(3) 特別損益の主な科目の内訳

- ① 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|------|
| 機械装置及び運搬具 | 3百万円 |
| その他有形固定資産 | 0 |
| 合計 | 3 |
- ② 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------|
| アミューズメント施設機器 | 0百万円 |
| その他有形固定資産 | 0 |
| 合計 | 0 |
- ③ 減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失計上額
事業用資産	米国ネバダ州他 2 件	建物及び構築物	141
		アミューズメント施設機器	2
		その他有形固定資産	297
		その他無形固定資産	5
		合 計	446

当グループは、事業のセグメントを基礎とし、独立したキャッシュ・フローを個別に見積もることが可能な資産又は資産グループについては個別にグルーピングしております。このうち、市場価格が著しく下落した、もしくは営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込みである資産又は資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4) 事業再編損

欧州事業の事業再編に伴い、開発を中止したゲームコンテンツに関連するもの等であります。

連結計算書類

Ⅵ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	266,229,476	－	25,000,000	241,229,476

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。
自己株式の消却による減少

25,000,000株

(2) 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	43,307,930	2,246,395	25,078,284	20,476,041

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。
取締役会決議に基づく市場買付による増加
単元未満株式の買取りによる増加

2,240,700株
5,695株

減少数の内訳は、次のとおりであります。
単元未満株式の買増請求による減少
譲渡制限付株式報酬による減少
自己株式の消却による減少

84株
78,200株
25,000,000株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	4,458	20	2022年3月31日	2022年6月2日
2022年10月31日 取締役会	普通株式	4,415	20	2022年9月30日	2022年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	8,609	39	2023年3月31日	2023年6月2日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

Ⅶ 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、持株会社である当社において中長期の資金流動性の確保等、グループ全体のセーフティネット機能を目的に取引金融機関との間でコミットメントラインを契約しております。また、各事業の事業資金については、グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを運用しつつ、資金計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については主に安全性、換金性の高い金融資産で運用し、一部において効率的な資金運用を目的として、複合金融商品である債券等により運用しております。デリバティブは、主に後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクは、グループ各社の債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

有価証券は主に債券等であり、グループ各社の資金運用管理規程等に従い、格付の高い金融機関とのみ取引を行っているため、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、各社取締役会等に報告されており、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、一部の複合金融商品等については株式相場の市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資等に必要な資金の確保及び調達手段の多様化を目的としたものであり、当グループでは、グループ各社が月次で資金繰りの実績及び見込みを作成し、当社が確認を行うこと等により、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引につきましては、変動金利による借入金の一部について支払利息の変動リスクを抑制するための金利スワップ取引及び外貨建ての営業債務の一部について為替変動リスクを抑制するための先物為替予約取引であり、グループ各社のデリバティブ取引管理規程等に基づき、社内決裁を受けたうえで、主に財務部門又は経理部門がその実行・管理を行っております。そのうえで適宜、各社の取締役会に状況報告が行われております。

連結計算書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、(注) 3 に記載のとおりであり、次表には含めておりません。また、現金及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	52,673	52,673	－
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	104	104	△0
② その他有価証券 (注1)	4,654	4,654	－
(3) 支払手形及び買掛金	30,556	30,556	－
(4) 短期借入金	17,000	17,000	－
(5) 長期借入金	25,000	24,915	84
(6) 社債	10,000	9,814	185
(7) デリバティブ取引 (注2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	382	382	－

(注) 1.連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は10,808百万円であります。

2.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

3.市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	4,538
投資事業有限責任組合等出資	9,984
非連結子会社株式	846
関連会社株式	18,586
関係会社出資金	824

連結計算書類

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券					
その他有価証券					
株式	4,082	4,082	—	—	4,082
債券	290	—	290	—	290
その他	280	—	280	—	280
資産 計	4,654	4,082	571	—	4,654
デリバティブ取引(注)					
通貨関連	—	—	—	—	—
金利関連	382	—	382	—	382
デリバティブ取引 計	382	—	382	—	382

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

② 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	52,673	—	52,673	—	52,673
有価証券及び投資有価証券					
満期保有目的の債券					
社債	104	—	104	—	104
資産 計	52,778	—	52,778	—	52,778
支払手形及び買掛金	30,556	—	30,556	—	30,556
短期借入金	17,000	—	17,000	—	17,000
長期借入金	25,000	—	24,915	—	24,915
社債	10,000	—	9,814	—	9,814
負債 計	82,556	—	82,287	—	82,287

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、債券及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の時価に分類しております。一方で、当グループが保有している債券及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金及び長期借入金

短期借入金及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当グループは、エンタテインメントコンテンツ事業、遊技機事業及びリゾート事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、デジタルコンテンツ、製商品販売及びリゾート施設であります。各事業の財又はサービス別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	エンタテインメントコンテンツ事業	遊技機事業	リゾート事業	計		
デジタルコンテンツ収入	145,132	4,153	－	149,285	－	149,285
製商品販売収入	95,320	87,254	－	182,575	－	182,575
リゾート施設収入	－	－	11,540	11,540	－	11,540
その他	42,428	2,845	－	45,274	960	46,234
顧客との契約から生じる収益	282,881	94,253	11,540	388,675	960	389,635
外部顧客への売上高	282,881	94,253	11,540	388,675	960	389,635

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務並びに履行義務の充足時点に関する情報

契約及び履行義務並びに履行義務の充足時点に関する情報は、「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑦重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

② 履行義務への配分額の算定に関する情報

エンタテインメントコンテンツ事業のゲームの配信権供与及びダウンロード販売において、複数のゲームコンテンツをセット販売する場合は、各コンテンツの提供を別個の履行義務として識別し、それぞれに配分しております。また、エンタテインメントコンテンツ事業のアミューズメント機器販売及びコンテンツの年間更新サービスをセット販売する場合は、アミューズメント機器販売とコンテンツの年間更新サービスを別個の履行義務として識別し、それぞれに配分しております。

これらの場合、それぞれの履行義務の基礎となる別個の財又はサービスについて、契約における取引日の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格の比率に基づき配分しております。

連結計算書類

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等
顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首	期末
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	34,958	52,673
契約資産	3,993	696
契約負債	10,257	25,852

契約資産は、主に受託開発案件について、進捗度の測定に基づいて収益認識した収益に係る未請求の権利であります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主に製品引渡し前又はサービス提供前に顧客から受け取った前受金、及び顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、9,368百万円であります。また、契約負債が増加した主な要因は、製品引渡し前の前受金が増加したことによります。

- ② 残存履行義務に配分した取引価格
残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	24,227
1年超2年以内	1,047
2年超	577
合計	25,852

Ⅸ 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

X 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,498円75銭
1株当たり当期純利益	208円07銭

XI 重要な後発事象に関する注記

(1) Rovio Entertainment Oyjの株式取得に向けた公開買付けについて

当社及び当社の連結子会社である株式会社セガ（以下、セガ）は、2023年4月17日開催の取締役会において、フィンランドに本社を置くモバイルゲーム企業であるRovio Entertainment Oyj（以下、Rovio社）に対して、セガの連結子会社であるSEGA Europe Limitedを通じて、株式公開買付け（フィンランド法に基づく公開買付け、以下、本公開買付け）を実施することにより、Rovio社を買収することを決議し、当社とRovio社は本公開買付けに関わる最終合意書を締結いたしました。

① 本公開買付けの目的

(a) 当社におけるコンシューマ事業の位置付け

当社は現在、2024年3月期までの中期計画において、エンタテインメントコンテンツ事業のコンシューマ分野を成長分野と位置付け、既存IPのグローバルブランド化による収益基盤の増強、マルチプラットフォーム展開やメディアミックスによるユーザーエンゲージメントの強化等の取り組みを進めています。

また、2026年3月期までに総額2,500億円程度を成長投資として充当することを検討しており、その中でもコンシューマ分野においては開発リソースの強化や新たなエコシステムに対する投資を実施することを検討してきました。

(b) 買収に至った背景

グローバルゲーム市場は2022年から2026年にかけて年平均成長率3.5%で拡大し、2026年には2,633億ドルに到達することが予測されています。グローバルゲーム市場の中でも、モバイルゲーム市場は年平均成長率5.0%で成長し、2026年のグローバルゲーム市場全体に占める割合は56%に到達、2022年時点の53%から拡大することが期待されています（出典：IDG Report（2022年10月））。

このように急速に成長するモバイルゲームを含むグローバルゲーム市場において当社のプレゼンスを高めるには、継続的なゲーム開発体制と運営力の強化が必要不可欠と判断し、買収を進めることを決断しました。

今回グローバルでモバイルゲームを展開するRovio社を買収することによって、Rovio社の有する運営型モバイルゲームの開発能力及び運営ノウハウを獲得し、セガの既存IPのモバイルゲーム化・マルチプラットフォーム対応を促進することで、セガのゲームポートフォリオを強化し、グローバル展開をこれまで以上に加速します。

(c) 買収の狙い

Rovio社は、モバイルゲームの企画、開発、パブリッシングをグローバルに展開するモバイルファーストのゲーム会社であり、同社のモバイルゲームは累計50億ダウンロードに至ります。Rovio社はグローバルブランド「Angry Birds」で広く知られており、同ブランドは2009年にローンチされ大ヒットしたモバイルゲームに始まり、ゲーム以外にもブランドライセンス事業を通じてアニメやキャラクターグッズ等の幅広いジャンルのエンタテインメントとして展開されております。

セガは、Rovio社の有する運営型モバイルゲームの開発能力及び運営力や強力なグローバルIPを獲得し、セガの既存の事業基盤とのシナジーを創出することでグローバルゲーム市場における成長を加速、ひいては企業価値向上を実現します。

連結計算書類

② 本公開買付けの概要

(a) 公開買付者

SEGA Europe Limited

(b) 公開買付けの対象会社

名称	Rovio Entertainment Oyj
所在地	Keilaranta 7 02150, Espoo, Uusimaa Finland
代表者の役職・氏名	CEO・Alexandre Pelletier-Normand
事業内容	スマートフォンゲームの企画・開発・運営・配信 Angry Birds IPのライセンス事業
資本金	0.7百万ユーロ (2022年12月末日現在)

(c) 公開買付け期間 (予定)

2023年5月8日に開始され、2023年7月3日に終了

公開買付けに関するオファードキュメント (公開買付届出書) がフィンランド証券監督当局である Finland Supervisory Authority に承認され次第、本公開買付けを開始する予定です。

(d) 公開買付け価格

1株当たり9.25ユーロ

本公開買付け価格は、2023年1月19日時点の終値に対して63.1%、1月19日までの3ヵ月間の取引日における同社株式の売買加重平均株価に対して55.2%、Rovio社の公開買付公表日前日である2023年4月14日時点の終値に対して19.0%、4月14日までの3ヶ月間の取引日における同社株式の売買加重平均株価に対して17.5%のプレミアムを付与した価格になります。

(e) 公開買付けに要する資金

総額7.06億ユーロ (約1,036.8億円)

公開買付け資金には、手元現金を充当する予定です。(ただし、当社の資本政策上の観点から、公開買付の実行に影響のない形で、借入を実施する可能性があります。)

(f) 下限応募株式数

Rovio社の発行済株式総数及び議決権比率の90%超 (完全希薄化後) の応募を、当社により撤回可能である本公開買付けの成立の前提条件としています。

③ 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況 (注)

異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個)(議決権所有割合：0%)
取得株式数	76,179,063株、742,300ストックオプション(2023年4月17日現在) (議決権の数：76,179,063個)
取得価額	Rovio社の株式：約7.06億ユーロ(約1,036.8億円) アドバイザー費用等：約9百万ユーロ(約13億円)
異動後の所有株式数 (予定)	76,179,063株、742,300ストックオプション (議決権の数：76,179,063個)(議決権所有割合：100%)

(注) 取得価額には発行済株式及びストックオプションを含みます。

上記の異動後の所有株式数は、当社が本公開買付けによりRovio社のストックオプション行使後の全発行済株式を買い付けることができた場合の数値です。フィンランドの会社法に基づき、当社はRovio社の発行済株式総数及び議決権比率の90%超を取得した場合には、Rovio社の完全子会社化の手続きを実行する予定です。

連結計算書類

(2) 自己株式の取得について

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

① 自己株式の取得の理由

当グループは、2026年3月期までの中期財務戦略において、資本効率重視の経営による企業価値の最大化を目指しており、積極的な成長投資を進める一方で、適切に株主還元することとしております。この度、株主還元に関する基本方針（D O E 3 %以上、又は総還元性向50 %以上のいずれか高い方を採用）に基づき、自己株式の取得を含めた株主還元を検討した結果、自己株式を取得するものであります。

② 自己株式の取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (a) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (b) 取得し得る株式の総数 | 8,000,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.62 %) |
| (c) 株式の取得価額の総額 | 100億円（上限） |
| (d) 取得期間 | 2023年5月1日から2023年9月29日まで |
| (e) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第19期 (2023年3月31日現在)	科 目	第19期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	66,694	流動負債	103,777
現金及び預金	48,839	1年内返済長期借入金	17,000
売掛金	1,140	未払金	1,733
前払費用	735	未払費用	805
関係会社短期貸付金	12,687	未払法人税等	140
未収入金	1,783	預り金	82,202
その他	1,508	賞与引当金	979
固定資産	343,460	役員賞与引当金	641
有形固定資産	8,804	その他	275
建物	4,137	固定負債	56,886
構築物	558	社債	10,000
機械及び装置	22	長期借入金	25,000
車両運搬具	60	資産除去債務	593
工具、器具及び備品	2,231	退職給付引当金	502
土地	1,794	長期預り金	20,000
無形固定資産	778	繰延税金負債	510
ソフトウェア	665	その他	279
その他	113	負債合計	160,664
投資その他の資産	333,877	(純資産の部)	
投資有価証券	11,061	株主資本	248,412
関係会社株式	309,785	資本金	29,953
関係会社出資金	794	資本剰余金	146,486
関係会社長期貸付金	16,360	資本準備金	29,945
長期貸付金	43	その他資本剰余金	116,540
長期前払費用	30	利益剰余金	109,348
その他	5,753	その他利益剰余金	109,348
貸倒引当金	△9,951	繰越利益剰余金	109,348
		自己株式	△37,375
		評価・換算差額等	610
		その他有価証券評価差額金	610
		新株予約権	468
資産合計	410,155	純資産合計	249,491
		負債純資産合計	410,155

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第19期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	
営業収益		
経営指導料	9,363	
シェアードサービス料	4,038	
受取配当金	4,451	17,853
営業費用		
販売費及び一般管理費	16,669	16,669
営業利益		1,184
営業外収益		
受取利息	418	
有価証券利息	15	
受取配当金	29	
投資事業組合運用益	1,510	
為替差益	805	
その他	316	3,096
営業外費用		
支払利息	540	
社債利息	37	
支払手数料	145	
投資事業組合運用損	542	
貸倒引当金繰入額	196	
その他	303	1,765
経常利益		2,514
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社株式売却益	423	426
特別損失		
投資有価証券評価損	59	59
税引前当期純利益		2,880
法人税、住民税及び事業税	△273	
法人税等調整額	57	△216
当期純利益		3,097

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第19期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	29,953	29,945	162,140	192,085
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			31	31
自 己 株 式 の 消 却			△45,631	△45,631
当 期 変 動 額 合 計			△45,599	△45,599
当 期 末 残 高	29,953	29,945	116,540	146,486
	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	115,124	115,124	△78,161	259,001
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△8,873	△8,873		△8,873
当 期 純 利 益	3,097	3,097		3,097
自 己 株 式 の 取 得			△4,987	△4,987
自 己 株 式 の 処 分			142	174
自 己 株 式 の 消 却			45,631	－
当 期 変 動 額 合 計	△5,775	△5,775	40,786	△10,589
当 期 末 残 高	109,348	109,348	△37,375	248,412
	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	383	383	176	259,560
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△8,873
当 期 純 利 益				3,097
自 己 株 式 の 取 得				△4,987
自 己 株 式 の 処 分				174
自 己 株 式 の 消 却				－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	227	227	292	519
当 期 変 動 額 合 計	227	227	292	△10,069
当 期 末 残 高	610	610	468	249,491

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

市場価格のない株式等：

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ：時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～50年

構築物 2～47年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費：支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金：期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

② 賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金：役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金：退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌事業年度に一括費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、発生時に一括費用処理することとしております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

通貨スワップ取引については、振当処理の要件を充たしているため振当処理を行い、金利スワップ取引については、特例処理の要件を充たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象：外貨建借入金及び借入金利息

③ ヘッジ方針

為替及び金利等の相場変動に伴うリスクの軽減等を目的としてデリバティブ取引を行う方針であります。なお、原則として実需に基づくものを対象に行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引においては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、また、金利スワップ取引においては、特例処理を採用しているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

経営指導による収益は、当社の子会社に対する経営・企画等の指導によるものであり、子会社との契約に基づいて契約期間にわたり経営指導を行う履行義務を負っております。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

シェアードサービスによる収益は、当社の子会社に対する総務、法務、人事、経理などのサービスの提供によるものであり、子会社との契約に基づいてサービスを契約期間にわたり提供する履行義務を負っております。そのため、契約期間にわたって履行義務が充足されるものと判断し、契約期間にわたって収益を認識しております。

受取配当金は、配当金の効力発生日に収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社を通算親法人としたグループ通算制度を適用しております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

当社は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.に係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 34,872百万円

(2) 当事業年度の計算書類の計上額の算定方法

PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd. (以下「PSS」という。)は、当社の関連会社であり、市場価格のない株式として取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の評価にあたっては、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較し、PSSの財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、当期の損失として処理することから当社の関係会社株式の評価に影響を与えます。

(3) 当事業年度の計算書類の計上額の算出に用いた主要な仮定

PSSはのれんを含む資金生成単位及び減損の兆候がある資金生成単位について減損テストを実施しており、回収可能価額は使用価値又は処分コスト控除後の公正価値により算定しております。

使用価値の測定に用いる主要な仮定は、将来キャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画及び成長率並びに割引率であります。事業計画等は、渡航制限の緩和による市場の回復を前提としたカジノ利用者数及びドロップ額（テーブルにおけるチップ購入額）により策定されております。事業計画等の対象期間後の成長率は、事業の成長性を考慮した数値を使用しております。また、割引率につきましては加重平均資本コストを基礎として外部情報及び内部情報を用いて事業に係るリスク等を反映するよう算定しております。

処分コスト控除後の公正価値につきましては、主に対象資産の再調達価額及びその減価要素を考慮した外部専門家の不動産鑑定評価（償却後取替原価法）を利用しております。

(4) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、利用者数の動向等が見積りと乖離した場合、損益に影響を与える可能性があります。

計算書類

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,060百万円 |
| (2) 担保に提供している資産 | |
| 関係会社株式（注） | 34,872百万円 |
| （注） 関係会社であるPARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.の当事業年度末における金融機関借入金 | |
| 73,007百万円（725,000百万ウォン）に対して、同社株式を担保に供しております。 | |
| (3) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 3,421百万円 |
| 短期金銭債務 | 83,856百万円 |
| 長期金銭債務 | 20,000百万円 |

Ⅴ 損益計算書に関する注記

- | | |
|-------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 経営指導料 | 9,363百万円 |
| シェアードサービス料 | 4,037百万円 |
| 受取配当金（営業収益） | 4,451百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,621百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 654百万円 |

Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------|-------------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 20,476,041株 |

Ⅶ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	805百万円
賞与引当金損金不算入額	303
貸倒引当金損金不算入額	2,987
関係会社株式評価損損金不算入額等	7,346
その他有価証券評価差額金	63
その他	1,260
繰延税金資産小計	12,768
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△805
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△11,450
評価性引当額小計	△12,256
繰延税金負債との相殺	△512
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	361百万円
投資事業組合評価損益	504
資産除去債務	151
未収還付事業税	5
繰延税金負債小計	1,023
繰延税金資産との相殺	△512
繰延税金負債合計	510
繰延税金負債の純額	△510

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
試験研究費の税額控除	△0.4%
評価性引当金の増減額	8.2%
受取配当金等の益金不算入額	△47.4%
その他	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.5%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
子会社	サミー株式会社	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	3,183	売掛金	291
				シェアードサービス料 (注) 3	968	売掛金	59
				グループ通算制度に伴う 通 算 税 効 果 額	—	未払金	608
				資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	7,807
				利息の支払 (注) 5	130	長期預り金 流動負債 その他	15,000 29
子会社	株式会社ロデオ	所有 間接 100.0%	—	資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	4,880
子会社	タイヨーエレクト 株式会社	所有 間接 100.0%	—	資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	10,256
子会社	株式会社セガ	所有 直接 100.0%	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 2	6,179	売掛金	566
				シェアードサービス料 (注) 3	2,846	売掛金	203
				グループ通算制度に伴う 通 算 税 効 果 額	—	未収入金	381
				資金の預り・預け (注) 4	—	預り金	36,613
				利息の支払 (注) 5	144	—	—
				貸付金の回収	1,000	関係会社 短期貸付金	10,047
				利息の受取 (注) 5	39	—	—

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
子会社	セガサミークリエイション株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注) 5	1,250 89	関係会社 長期貸付金 (注) 6 未収入金	14,350 0
子会社	フェニックスリゾート株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任	グループ通算制度に伴う 通 算 税 効 果 額 資金の預り・預け (注) 4 貸付金の回収 資金の貸付 利息の受取 (注) 5	— — 800 920 29	未払金 預り金 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 未収入金	152 335 2,600 1,970 0
子会社	株式会社サミーネットワークス	所有 間接 100.0%	役員の兼任	シェアードサービス料 (注) 3 グループ通算制度に伴う 通 算 税 効 果 額 資金の預り・預け (注) 4 利息の支払 (注) 5	45 — — 12	売掛金 未収入金 預り金 流動負債 その他	4 56 8,118 5
子会社	株式会社トムス・エンタテインメント	所有 間接 100.0%	役員の兼任	グループ通算制度に伴う 通 算 税 効 果 額 資金の預り・預け (注) 4 利息の支払 (注) 5	— — 13	未収入金 預り金 長期預り金 流動負債 その他	444 5,186 5,000 8
関連 会社	PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.	所有 直接 45.0%	—	担保提供 (注) 7	34,872	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。
2. 経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。
3. シェアードサービス料の金額については、当該業務のための必要経費を基準として決定しております。

計算書類

4. グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、キャッシュ・マネジメント・システム取引であります。なお、グループ内の会社間で資金の貸借を随時行っているため、取引金額は記載していません。
5. 利息については、市場金利を勘案し決定しております。
6. セガサミークリエイション株式会社への関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において9,905百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において196百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.の金融機関からの借入の一部に対し、同社の株式を担保提供しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注) 1	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 エフエスシー (注) 3	被所有 直接 6.19%	保険業務 代行	保険料の支払 (注) 2	6	前払費用 長期前払費用	1 2

- (注) 1. 取引金額には消費税を含めておりません。
2. 取引価格の算定は市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
3. 当社代表取締役会長である里見治及び代表取締役社長グループCEOである里見治紀が有限会社エフエスシーの口数の過半数直接所有しております。

Ⅸ 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,128円06銭
1 株当たり当期純利益	14円03銭

X 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得について
連結注記表の「XI 重要な後発事象に関する注記 (2) 自己株式の取得について」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告書

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀 敏
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セガサミーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	福 田 秀 敏
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	関 口 男 也
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	上 野 陽 一
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

セガサミーホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阪 上 行 人 ㊞

社外監査等委員 大久保 和 孝 ㊞

社外監査等委員 木 下 潮 音 ㊞

社外監査等委員 村 崎 直 子 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時 2023年6月22日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

会場 セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR” 11階 講堂
[LIGHTHOUSE]

[住所] 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
[電話] 03-6864-2400

交通 ●山手線 ●湘南新宿ライン ●埼京線 ●りんかい線 「大崎駅」 から徒歩6分

※大崎駅から会場まで、住友不動産大崎ガーデンタワーの無料シャトルバスが4分間隔（10時以降7分間隔）で運行しております。また、大井町駅、品川駅からもシャトルバスをご利用いただけます。
[バス時刻表・バス停地図]

https://www.segasammy.co.jp/cms/wp-content/uploads/2023/02/bus_time-table.pdf

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



大崎駅から会場までの
徒歩ルート

- 1 南改札口を出て右折
- 2 突き当りを左折
- 3 TSUTAYA横の階段を下りる
- 4 左斜めに進み歩道を直進
- 5 信号を渡り直進
- 6 高架下をくぐる

株主総会にご出席の株主様へのお土産及び懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

